

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書類綴

愛媛県八幡浜市

(目次)

◎ 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務について	P 1
◎ 郵便局指定通知書	P 2
◎ 特別徴収事務取扱要領	P 3
◎ 納期の特例	P 4
◎ 退職所得に係る市・県民税の特別徴収	P 5, 6
◎ 特別徴収に関するQ & A	P 7, 8
◎ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	P 9
◎ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書	P 11
◎ 特別徴収切替届出書	P 19
◎ 市・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書	P 21

※お願い

- 従業員の退職、休職、死亡、転勤等の異動があった場合は、異動届出書を速やかにご提出ください。
- 年度途中で税額の変更が生じた場合でも、新たに納入書は送付していませんので、すでに送付している納付書を二重線で訂正のうえ使用してください。(記入例 P6 参照)

お問い合わせ先

〒796-8501
愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所
総務企画部 税務課 市民税係
TEL 0894-21-0404 (直通)

※お問い合わせの際は指定番号(税額決定通知書に記載の10桁の番号)をお伝えください。

※この綴に綴られている様式は八幡浜市ホームページにも掲載しております。用紙が不足した場合は、ホームページよりダウンロードして使用してください。

八幡浜市 市県民税 特別徴収 **検索**

特別徴収義務者様

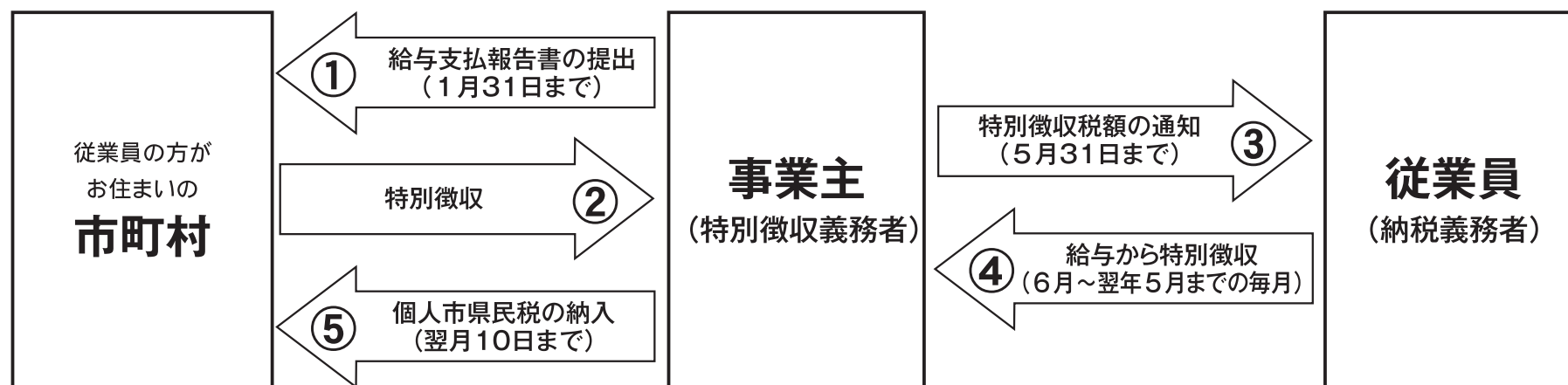
愛媛県八幡浜市長

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務について

市民税・県民税の特別徴収事務について平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について、地方税法第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに八幡浜市市税条例第45条第1項及び第53条の6の規定により、あなたを特別徴収義務者に指定しますので、特別徴収の事務を適正に取り計らっていただくようお願いします。

〈特別徴収の仕組み〉



(郵便局の指定について)

愛媛県外にある郵便局を通じて納入される場合、右の指定通知書に利用される郵便局名、提出年月日を記入し1回目を納入する際に、郵便局へ提出してください。

八幡浜市取扱金融機関

【指定金融機関】

伊予銀行

【指定代理金融機関】

愛媛銀行

西宇和農業協同組合

【収納代理金融機関】

四国銀行

香川銀行

高知銀行

愛媛信用金庫

四国労働金庫

愛媛県信用漁業協同組合連合会

ゆうちょ銀行

切り取り線

指 定 通 知 書

貴局を地方税第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて当市の特別徴収にかかる市・県民税の取扱局に指定しましたので通知します。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 認 可 番 号 | 貯業第 1130 号 |
| 2 | 口 座 番 号 | 01600-3-960192 |
| 3 | 加 入 者 の 名 称 | 八幡浜市会計管理者 |
| 4 | 取 り ま と め 局 | 徳島貯金事務センター |

年 月 日

_____ 郵 便 局 長 殿

愛 媛 県 八 幡 浜 市 長

特別徴収事務取扱要領

1. 納税者への通知書交付等

- (1) 同封の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を、封を開けずに従業員の方へ交付してください。
- (2) 納税者が退職、休職のため「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を交付できないときは、「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（P11）を添えて返送してください。
- (3) 税額その他の誤りを発見された場合には、連絡してください。

<連絡先・返送先> 796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所 総務企画部 税務課 市民税係 直通0894 - 21 - 0404

2. 徴収方法

- (1) 「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の右欄に各納税者の月割額を算出しているのので、6月から翌年の5月まで毎月の給与を支払う際に順次徴収してください。
- (2) 年税額が均等割額（5,700円）のみの人は、初回（6月）に全額徴収してください。
- (3) **退職者等の未徴収税額の取扱いについて**
 - ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由が発生した従業員は、本人から一括徴収の申し出があった場合、未徴収税額を給与または退職手当等から一括徴収してください。
 - ② 1月1日から4月30日までの間に退職等の事由が発生した従業員は、未徴収税額を上回る給与等の支払いがある場合、本人の希望に関わらず一括徴収しなければなりません。
 - ③ 一括徴収した税額は、全額を必ず一括で納付してください。

3. 納期限

徴収した月の翌月10日（土日・祝日の場合は翌営業日）

4. 納期の特例

給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（特別徴収義務者）に限り、申請書（P21）を提出し承認を受けた場合は、年2回に分けて納入できる「納期の特例」を利用することができます。（注：給与からの徴収は毎月しなければなりません。）

<納期> 6月から11月までに特別徴収した税額……………12月10日まで（土日・祝日の場合は翌営業日）
12月から翌年5月までに特別徴収した税額……………6月10日まで（土日・祝日の場合は翌営業日）

5. 納期限までに納入しなかった場合

- (1) 納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ当該税額に対し、年14.6%以内（ただし、納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については年7.3%以内）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。
- (2) 納期限から20日を経過した場合には、督促状が發送され督促手数料100円も加算されます。

6. 従業員（納税義務者）の異動

- (1) 納税者に異動（退職、休職、死亡、転勤等）が生じたときは、「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」(P11)を作成し、**異動が生じた月の翌月10日までに提出することが義務付けられています。**
- (2) 提出がなかったり、遅れたりすると、滞納や過誤納が発生するなど不都合が生じますので、**遅滞なく必ず提出してください。**
- (3) 途中入社等により新たに特別徴収を希望される従業員（納税義務者）がいる場合は、「特別徴収切替届出書」(P19)を提出してください。
- (4) 転勤（転職等）により新しい事業所で引き続き特別徴収を継続する場合は、**新しい事業所の担当者に必ず連絡をしてください。**

7. 特別徴収税額の変更等による記入要領について

※納入通知書がOCR様式（コンピューターによる自動読み取り）のため次のことに注意してください。

- (1) 納入すべき金額が変更になった場合、**新たに納入書は送付しませんので、すでにお送りしている納入書の納入金額（1）の欄を二重線で抹消し、変更後の金額を納入金額（2）の欄に記入してください。**
- (2) その他、誤記、破損、汚損等が生じた場合は、予備の納入書に必要事項（何年何月分・指定番号・金額等）を記入のうえ使用してください。
- (3) 〒記号は絶対に記入しないでください。

8. 取扱金融機関

指定金融機関……………伊予銀行

指定代理金融機関……………愛媛銀行 西宇和農業協同組合

収納代理金融機関……………四国銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 四国労働金庫 愛媛県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行

※**愛媛県外のゆうちょ銀行、郵便局**を利用の場合は、**「指定通知書」(P2)**を記入のうえ当該郵便局へ提出してください。

※口座振替、コンビニエンスストアでの納付には対応していません。

9. 退職所得に係る市・県民税の特別徴収について

(1) 納入先……退職手当等の支払いを受ける人のその退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は、退職した日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村です。

(2) 退職所得に係る市・県民税の計算

I. 退職所得控除額 ※障害者となったことによる退職の場合は下記の計算した控除額に100万円を加算

勤続年数20年以下の場合： $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円に満たないときは80万円）

勤続年数20年超の場合： $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

II. 退職所得

退職所得手当等が令和4年1月1日以降に支払われる場合

●勤続年数5年以下の法人役員等以外の人の場合

退職手当等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円以下の場合

= $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

退職手当等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円を超える場合

= $150\text{万円} + \{\text{退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$

●勤続年数5年以下の法人役員等の人の場合

= $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額})$

●その他の人の場合

= $(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

III. 市・県民税の計算 ※100円未満の端数切捨て

= $\text{退職所得} \times \text{税率}$ （市民税6%、県民税4%）

(3) 納入の手続き

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を納入書の裏面にある「納入申告書」に必要事項を記載し、徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により指定金融機関等に納めてください。

<納入書・納入申告書の記載例>

表

退職所得により未徴収税額を一括徴収する場合は、納入金額を二重線で抹消し、変更後の金額を給与分の欄に記入してください。

愛媛県 八幡浜市 個人市民税 納入書 (公)

市コード	口座番号	加入者名
3 8 2 0 4 3	01600-3-6019	八幡浜市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
		200,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 2 6 5 0 0 0
	退職所得分	1 3 6 0 0 0
	延滞金	
	督促手数料	
納期限	額	合計額
※日計		4 0 1 0 0 0
※印は郵便官署において使用する欄です。 (特別徴収義務者)		
住所又は所在地	領	
氏名又は名称	印	

退職所得に係る市県民税の特別徴収税額は、退職所得分の欄に記入してください。

上記のとおり納入します。

(金融機関又は郵便局保管)

裏

退職所得に係る市・県民税を納入する人数を記入してください。

市民税 納入申告書
県民税

八幡浜市長様

支給した退職手当等の合計金額を記入してください。

年 月 提出

年 月 分	人員	
	1 人	
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 1 4 2 2 3 6 3 2	
特別徴収税額	市民税	8 1 6 0 0
	県民税	5 4 4 0 0

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) ※必ずご記入ください。 (受付印)

個人番号又は法人番号

住所又は〒所在地

氏名又は名称

表の納入書の納入金額(2)の退職所得分の内訳を記入してください。

(市保管)

特別徴収に関するQ&A

Q. 特別徴収はしなければならないのですか？

A. 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市・県民税を特別徴収することが法律及び条例により義務付けられています。

Q. 従業員から普通徴収の希望がありますが、どうすればいいですか？

A. 給与所得者の個人市・県民税は原則として特別徴収の方法により徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

Q. すべての従業員から特別徴収しなければならないのですか？

A. 従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の当初（4月1日）において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法により徴収することになっています。したがって、パートやアルバイトなどの非正規雇用者であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収により徴収することになります。

Q. 従業員はパートやアルバイトだけであっても、特別徴収しなければならないのですか？

A. 原則として、役員、パート、アルバイト等すべての従業員から特別徴収をする必要があります。ただし、次のような場合には、特別徴収をする必要はありません。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ※支給期間が一月を超えていない期間で定められている場合 | ※給与が毎月支給されず、不定期である場合 |
| ※給与の月額支給が少なく、特別徴収しきれない場合 | ※退職や休職により、給与から特別徴収できない場合 |
| ※源泉徴収税額表の丙欄（日額表）適用者である場合 | ※6月の給与支給日までに退職が決まっている場合 等 |

Q. 従業員は家族だけなので、特別徴収しなくてもいいのですか？

A. 家族だけであっても特別徴収する必要があります。ただし、所得税法上源泉徴収を要しない常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

Q. 特別徴収するメリットはあるのですか？

A. 事業主は、個人市・県民税の税額計算を市が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整をする手間は掛かりません。また従業員は、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納したり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q. 特別徴収するにはどのような手続きが必要ですか？

A. 毎年1月末までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を八幡浜市役所税務課市民税係へ提出してください。その後、提出された給与支払報告書等に基づいて税額の計算を行い、5月中旬頃に「特別徴収税額決定通知書」を送付します。毎月の給与から記載された税額を6月から翌年5月まで徴収して、翌月10日までに納めてください。年度途中で特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替届出書」（P19）を提出してください。

Q. 年度途中で特別徴収に切り替える場合、特別徴収開始月はいつからになりますか？

A. 各自治体により異なりますが、八幡浜市では原則、「特別徴収切替届出書」（P19）が到着した月の翌月から開始となります。特別徴収税額決定（変更）通知書は本書到着月の翌月中旬頃に送付しますので、事前に税額等を確認したい事業所については八幡浜市役所税務課に連絡を頂ければ、税額等を口頭でお伝えします。

Q. 毎月の税額が途中で変わることはないのですか？

A. 個人市・県民税は、前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし従業員の方が修正申告等をするとう税額が変更になる場合があります。その場合は、変更通知書を送りますので、それ以降は変更後の税額で徴収をお願いします。

Q. 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしているが今のままではいけないのですか？

A. 事業主が特別徴収義務者になることは、法律に定められています。事務が煩雑になることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q. 個人市・県民税が非課税の従業員が異動した場合も、給与所得者異動届出書を提出する必要がありますか？

A. 非課税の方や個人市・県民税をすでに納付済の方についても異動があった場合は、給与所得者異動届出書（P11）の提出が必要となりますので、翌月10日までに提出してください。

Q. 特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのですか？

A. 特別徴収義務者に指定され、特別徴収税額決定通知を受けた事業主が特別徴収を拒否し又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。また、事業主に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることになります。

記入例

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

特別徴収義務者
指定番号
※市役所から付与する10桁の番号

法人番号
※国税庁から通知される13桁の番号

年 月 日

八幡浜市長殿

次のとおり ○○年○月○日をもって 所在地 を

変更したから届出します。

名称	八幡浜一 郎	所在地	八幡浜市北浜一丁目1番1号
代表者氏名	八幡浜 太郎	係	TEL(○○○○-○○-○○○○) 担当者名 北浜 一郎
項目	変更前(旧)	変更後(新)	
フリガナ 名 称			
所在地	八幡浜市北浜一丁目1番1号		八幡浜市〇丁目〇番〇号
代表者氏名			※変更事項のみを記入してください。
電話番号			
特別徴収にかかる 書類の送付先			
備考			

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

特別徴収義務者
指 定 番 号

法 人 番 号

年 月 日

八幡浜市長 殿

次のとおり 年 月 日をもって _____ を

変更したから届出します。

名 称	所在地	変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
代表者氏名	係		TEL (担当者名)
項 目 フリガナ 名 称			
所 在 地			
代 表 者 氏 名			
電 話 番 号			
特別徴収にかかる 書類の送付先			
備 考			

記入例

退職の場合（残りの税額を普通徴収で納付する場合）

様式第24号の2

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長 殿		（特別徴収義務者） 給与支払者	名称 （氏名）	八幡浜市役所		特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号	
〇〇年〇月〇日 提出			所在地 （住所）	〒 796 - 8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号	※国税庁から通知される13桁の番号	
			電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番		担当者氏名		
						総務課 北浜 一郎		
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
受給者番号 （整理番号）	フリガナ 氏名	ヤワタハマ イチロウ 八幡浜 一郎	特別徴収税額 （年税額）	徴収済額	未徴収税額 （ア）-（イ）			
1月1日現在の住所	八幡浜市 北浜一丁目1番1号		千 円	6月から7月まで	8月から5月まで	〇〇. 7 . 31	① 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ （残額を事業所が徴収して一括納付） ③ 普通徴収 （残額は本人が納付）
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所 ※住所の変更があった場合は記入してください。		12 000	2 000	10 000			

①新しい勤務先（転勤先等）

月割額 円	（特別徴収義務者） 給与支払者	フリガナ 名称	特別徴収義務者指定番号		（新規）	
を 月分から徴収 するよう連絡済です。		フリガナ 所在地	郵便番号	特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号		電話番号 () - 番
			〒 -	担当者氏名		

※新しい勤務先（転勤先等）で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額		備考	※市町村処理欄	宛名番号	異動種別	
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出)		支払予定日ごとの 徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した 税額は 月分 で納入します			特→普・特→特・一括 ()	
2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため		千 円	千 円				課税	口座
						入力年月日	非課税・均等割	有・無
						備考		
						月まで 特別徴収済		

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。（地方税法第321条の5第2項）

記入例

退職の場合（残りの税額を一括徴収する場合）

様式第24号の2

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長 殿		（特別徴収義務者） 給与支払者	名称 （氏名）	八幡浜市役所		特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号	
〇〇年〇月〇日 提出			所在地 （住所）	〒 796 - 8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号	※国税庁から通知される13桁の番号	
			電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番		担当者氏名	総務課 北浜 一郎	
給与所得者			(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
受給者番号 （整理番号）	フリガナ 氏名	ヤワタハマ イチロウ 八幡浜 一郎	特別徴収税額 （年税額）	徴収済額	未徴収税額 （ア）-（イ）			
1月1日現在の住所	八幡浜市 北浜一丁目1番1号		千 円	6月から7月まで	8月から5月まで	〇〇. 7 . 31	① 退職 ② 転職 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他	1. 特別徴収継続→①へ ② 一括徴収→②へ （残額を事業所が徴収して一括納付） 3. 普通徴収 （残額は本人が納付）
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所 ※住所の変更があった場合は記入してください。		12 000	2 000	10 000			

①新しい勤務先（転勤先等）

月割額 円	（特別徴収義務者） 給与支払者	フリガナ 名称	特別徴収義務者指定番号	(新規)
を 月分から徴収 するよう連絡済です。		フリガナ 所在地	郵便番号	特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号
		〒 -	電話番号	() - 番
			担当者氏名	

※新しい勤務先（転勤先等）で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		備考	宛名番号	異動種別
1、異動が 〇〇年12月31日までで、 申し出があったため （ 7月31日申出） 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため	7・31	千 円 10 000	合計 （上記(ウ)と同額） 千 円 10 000	一括徴収した 税額は8月分 で納入しま	※	
					5/31までに支給される給与、退職金が未徴収税額を超える場合には、 <u>従業員からの申し出がなくても、一括徴収をしなければなりません。</u>	
※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。（地方税法第321条の5第2項）					欄 月まで 特別徴収済	

記入例

転職の場合又は、転職先の会社が引き続き特別徴収を行うとの連絡済である場合

様式第24号の2

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)	八幡浜市役所		特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号	
〇〇年〇月〇日 提出			所在地 (住所)	〒 796 - 8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号		特別徴収義務者の個人番号又は法人番号	※国税庁から通知される13桁の番号	
			電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番		担当者氏名	総務課 北浜 一郎	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収
受給者番号 (整理番号)	フリガナ ヤワタハマ イチロウ 氏名 八幡浜 一郎	生年月日 T・S・H 〇年〇月〇日	千 円	千 円	千 円	〇〇. 7 . 31	1. 退職 ② 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	① 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)
1月1日現在の住所	八幡浜市 北浜一丁目1番1号		千 円	千 円	千 円			
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所 ※住所の変更があった場合は記入してください。		12 000	2 000	10 000			

①新しい勤務先(転職先等)

月割額	1,000 円	(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ名称	〇〇〇〇カブシキガイシャ 〇〇〇〇株式会社		特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号 (新規)
を	8 月分		フリガナ所在地	郵便番号	ヤワタハマシキタハマ〇チョウメ〇バン〇ゴウ 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号		特別徴収義務者の個人番号又は法人番号
するよう連絡済です。						電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番
						担当者氏名	人事課 八幡浜 太郎

※新しい勤務先(転職先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定月日	一 支払予徴収	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事前に新しい勤務先の給与事務担当者に連絡し、下記の内容を確認のうえ、特別徴収の詳細を伝えてください。</p> <p>確認事項 ①所在地 ②名称 ③指定番号</p> <p>伝達事項 ①徴収月割額 ②徴収開始月</p> </div>	番号	異動種別
1、異動が 年12月31日までで、申し出があったため (月 日申出)		千 円			特→普 ・ 特→特 ・ 一括 ()
2、異動が 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため					課税 口座
					非課税 ・ 均等割 有 ・ 無
			備考	年月日	備考
※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)			欄		月まで 特別徴収済

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号									
			所在地 (住所)		〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号							
年 月 日 提出				電 話 番 号		() — 番								
				担 当 者 氏 名										
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	
受給者番号 (整理番号)	フリガナ 氏 名		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで		. . .		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)	
1月1日現在の住所	八幡浜市		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							
現 住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							

①新しい勤務先(転勤先等)

月割額 円		(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ 名 称		特別徴収義務者指定番号		(新規)		
を 月分から徴収			フリガナ 所 在 地		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号				
するよう連絡済です。				郵便番号 〒 —		電 話 番 号		() — 番	
				担 当 者 氏 名					

※新しい勤務先(転勤先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		給与または 退職手当等の 支払予定月日		一 括 徴 収 予 定 額		備 考		※ 市町村処理欄		宛名番号		異動種別			
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため				支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額		合 計 (上記(ウ)と同額)				一括徴収した 税額は 月分 で納入します		特→普・特→特・一括 ()		課税 口座	
				千 円		千 円						非課税・均等割 有・無		備考	
												月まで 特別徴収済			

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号									
			所在地 (住所)		〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号							
年 月 日 提出				電 話 番 号		() — 番								
				担 当 者 氏 名										
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	
受給者番号 (整理番号)	フリガナ 氏 名		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで		. . .		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)	
1月1日現在の住所	八幡浜市		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							

①新しい勤務先(転勤先等)

月割額 円		(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ 名 称		特別徴収義務者指定番号		(新規)		
を 月分から徴収 するよう連絡済です。			フリガナ 所 在 地		郵便番号 〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号		
				電 話 番 号		() — 番			
				担 当 者 氏 名					

※新しい勤務先(転勤先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		給与または 退職手当等の 支払予定月日		一 括 徴 収 予 定 額		備 考		※ 市町村処理欄		宛名番号		異動種別			
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため				支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額		合 計 (上記(ウ)と同額)				一括徴収した 税額は 月分 で納入します		特→普・特→特・一括 ()		課税 口座	
				千 円		千 円						非課税・均等割 有・無		備考	
												入力年月日		月まで 特別徴収済	

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号									
			所在地 (住所)		〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号							
年 月 日 提出				〒 —		電 話 番 号 () — 番								
						担 当 者 氏 名								
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	
受給者番号 (整理番号)	フリガナ 氏 名		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで		. . .		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)	
1月1日現在の 住所	八幡浜市		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							
現 住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							

①新しい勤務先(転勤先等)

月割額 円 を 月分から徴収 するよう連絡済です。		(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ 名 称		特別徴収義務者指定番号		(新規)		
			フリガナ 所 在 地		〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号		
				郵 便 番 号		電 話 番 号 () — 番			
				〒 —		担 当 者 氏 名			

※新しい勤務先(転勤先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		給与または 退職手当等の 支払予定月日		一 括 徴 収 予 定 額		備 考		※ 市町村処理欄		宛名番号		異動種別	
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため				支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額						合 計 (上記(ウ)と同額)		一括徴収した 税額は 月分 で納入します	
		千 円		千 円		非課税・均等割 有・無				備考			
										入力年月日		月まで 特別徴収済	

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号									
			所在地 (住所)		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号									
年 月 日 提出				〒 —		電 話 番 号 () — 番								
						担 当 者 氏 名								
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	
受給者番号 (整理番号)	フリガナ 氏 名		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで		. . .		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)	
1月1日現在の 住所	八幡浜市		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							
現 住 所	給与の支払いを受けなくなった後の住所		千	円	月 从 月 まで		月 从 月 まで							

①新しい勤務先(転勤先等)

月割額 円 を 月分から徴収 するよう連絡済です。		(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ 名 称		特別徴収義務者指定番号		(新規)		
			フリガナ 所 在 地		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号				
				〒 —		電 話 番 号 () — 番			
						担 当 者 氏 名			

※新しい勤務先(転勤先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		給与または 退職手当等の 支払予定月日		一 括 徴 収 予 定 額		備 考		※ 市町村処理欄		宛名番号		異動種別	
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため				支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額						合 計 (上記(ウ)と同額)		一括徴収した 税額は 月分 で納入します	
		千	円	千	円	入力年月日				備考			
												月 まで 特別徴収済	

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合はすみやかに提出してください

八幡浜市長殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号									
			所在地 (住所)		〒 —		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号							
年 月 日 提出				電 話 番 号		() — 番								
				担 当 者 氏 名										
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)ー(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	
受給者番号 (整理番号)	フリガナ 氏 名		千	円	月 から 月 まで		月 から 月 まで		. . .		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 長 期 欠 勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続→①へ 2. 一括徴収→②へ (残額を事業所が徴収して一括納付) 3. 普通徴収 (残額は本人が納付)	
1月1日現在の住所	八幡浜市		千	円	月 から 月 まで		月 から 月 まで							
現住所	給与の支払いを受けなくなった後の住所		千	円	月 から 月 まで		月 から 月 まで							

①新しい勤務先(転勤先等)

月割額 円		(特別徴収義務者) 給与支払者	フリガナ 名 称		特別徴収義務者指定番号		(新規)		
を 月分から徴収			フリガナ 所 在 地		特別徴収義務者の 個人番号又は法人番号				
するよう連絡済です。				郵便番号 〒 —		電 話 番 号		() — 番	
				担 当 者 氏 名					

※新しい勤務先(転勤先等)で引き続き特別徴収を継続する場合は、新しい勤務先等に必ず連絡をお願いします。指定番号や個人番号、法人番号等についても確認をしてください。

②給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		給与または 退職手当等の 支払予定月日		一 括 徴 収 予 定 額		備 考		※ 市町村処理欄		宛名番号		異動種別			
1、異動が 年12月31日までで、 申し出があったため (月 日申出) 2、異動が 年1月1日以降で特別 徴収の継続の希望がないため				支払予定日ごとの 徴収予定額		合 計 (上記(ウ)と同額)				一括徴収した 税額は 月分 で納入します		特→普・特→特・一括 ()		課税 口座	
				千 円		千 円						非課税・均等割 有・無		備考	
												月まで 特別徴収済			

※退職日が1月1日から4月30日までの方の未徴収税額は一括徴収が義務づけられています。(地方税法第321条の5第2項)

記入例

年度 特別徴収切替届出書

(普通徴収→特別徴収)

八幡浜市長殿 〇〇年〇月〇日提出	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号	特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号
		名称 (氏名)	八幡浜市役所	特別徴収義務者の法人番号	※国税庁から通知される13桁の番号
		代表者	八幡浜 太郎	この件に関する担当者	氏名: 総務課 北浜 一郎 TEL: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		フリガナ	ヤワタハマ イチロウ	生年月日	年 税 額 (ア)
氏名	八幡浜 一郎	T・S・H 〇〇年〇月〇日	普通徴収納付済額 (イ)	第 1 期分まで納付済 29,000 円	
現住所			差引特別徴収税額 (ア)-(イ)	81,000 円	
1月1日現在の住所	八幡浜市 北浜一丁目〇番〇号		納税通知書番号	12345	
異動年月日 (事実発生日)	〇〇年 7 月 1 日		徴収開始月	8 月分(翌月10日納期分) から徴収し納入する	
申請理由	①. 入社したため 2. 休職等により普通徴収となっていたが、職場復職したため 3. その他 ()	市町村処理欄			
		宛名番号	徴収開始月	納付済期	
		口座登録	異動事由	備考	
		有・無			

【注意事項】

- 右記の納期限を過ぎた普通徴収の税額(過年度分含む)を特別徴収に切り替えることはできません。【1期:6月末日 2期:8月末日 3期:10月末日 4期:1月末日】
二重納付を防ぐため、納付状況は必ず確認のうえ記入してください。
- 口座振替の登録がある場合、金融機関への手続きの都合上、納期限の10日前までに本書が到着するよう提出してください。間に合わない場合は特別徴収への切替えができませんのでご注意ください。
- 徴収開始月は本書が到着した月の翌月からになり、決定(変更)通知書は翌月中旬頃に発送します。事前に徴収税額を確認したい事業所は、市役所税務課 (0894-21-0404) に連絡をいただければ口頭でお伝えします。お問い合わせの際は、指定番号をお伝えください。

年度 特別徴収切替届出書

(普通徴収→特別徴収)

八幡浜市長 殿 年 月 日提出	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒	特別徴収義務者指定番号		
		名 称 (氏名)		特別徴収義務者の法人番号		
		代表者		この件に関する担当者		
				氏 名： TEL：		
納 税 義 務 者	フリガナ		生 年 月 日	年 税 額 (ア)	円	
	氏 名		T・S・H 年 月 日	普通徴収納付済額 (イ)	第 期分まで納付済 円	
	現 住 所			差引特別徴収税額 (ア)-(イ)	円	
	1月1日現在の住所	八幡浜市		納税通知書番号		
	異 動 年 月 日 (事実発生日)	年 月 日		徴 収 開 始 月	月分(翌月10日納期分) から徴収し納入する	
	申 請 理 由	1. 入社したため 2. 休職等により普通徴収となっていたが、職場復職したため 3. その他 ()		市 町 村 処 理 欄		
			宛 名 番 号		徴収開始月	納 付 済 期
			口座登録	異動事由	備 考	
			有 ・ 無			

【注意事項】

1. 右記の納期限を過ぎた普通徴収の税額(過年度分含む)を特別徴収に切り替えることはできません。【1期:6月末日 2期:8月末日 3期:10月末日 4期:1月末日】
二重納付を防ぐため、納付状況は必ず確認のうえ記入してください。
2. 口座振替の登録がある場合、金融機関への手続きの都合上、納期限の10日前までに本書が到着するよう提出してください。間に合わない場合は特別徴収への切替えができませんのでご注意ください。
3. 徴収開始月は本書が到着した月の翌月からになり、決定(変更)通知書は翌月中旬頃に発送します。事前に徴収税額を確認したい事業所は、市役所税務課 (0894-21-0404) に連絡をいただければ口頭でお伝えします。お問い合わせの際は、指定番号をお伝えください。

受付印

市・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

八幡浜市長 へて (年 月 日)	給与 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	郵便番号	796-8501	特別徴収義務者指定番号	※市役所から付与する10桁の番号	
		名称 (氏名)	八幡浜市北浜一丁目1番1号		特別徴収義務者の 法人番号	※国税庁から通知される13桁の番号	
			担当者の 係	総務課 人事係			
			係・氏名・ 電話番号	氏名	北浜 一郎		
				電話	(0000)00-0000		
地方税法第321条の5の2ならびに八幡浜市市税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。							
特例の適用を受けようとする税額	〇〇年 7月分以後の納期にかかる市民税・県民税及び森林環境税特別徴収税額					100,000円	
申請の日前6ヵ月間の各月末の給与の 支払を受ける者の人員および支給額 { 臨時雇用人分は下段のカッコ内に 記入してください。 }	月 区 分	支給人員	支 給 額	月 区 分	支給人員	支 給 額	
	〇〇年 1月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	〇〇年 4月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	
	〇〇年 2月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	〇〇年 5月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	
	〇〇年 3月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	〇〇年 6月分	5人 (2人)	1,000,000円 (200,000円)	
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細	(理由)			申請の日前1か年以内に納期の特例について その承認を取り消されたことがある場合 取消年月日 年 月 日			

【注意事項】

※納期の特例を一度申請されると次年度以降も継続して承認しますので、年度ごとに申請書を提出する必要はありません。

※承認後、従業員（納税義務者）の人数が常時10人以上になった場合は、市役所のホームページから「市・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」をダウンロードし、提出してください。



市・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

八幡浜市長 へ (年 月 日)	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	郵便番号	—	特別徴収義務者指定番号		
		名称 (氏名)			特別徴収義務者の 法人番号		
			担当者の 係		係・氏名・ 電話番号	氏名	
					電話番号	電話	() —
地方税法第321条の5の2ならびに八幡浜市市税条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。							
特例の適用を受けようとする税額	年 月分以後の納期にかかる市民税・県民税及び森林環境税特別徴収税額						
申請の日前6ヵ月間の各月末の給与の 支払を受ける者の人員および支給額 { 臨時雇用人分は下段のカッコ内に 記入してください。 }	月 区 分	支給人員	支 給 額	月 区 分	支給人員	支 給 額	
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)	
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)	
	年 月分	人 (人)	円 (円)	年 月分	人 (人)	円 (円)	
現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細	(理由)			申請の日前1か年以内に納期の特例について その承認を取り消されたことがある場合 取消年月日 年 月 日			

【注意事項】

※納期の特例を一度申請されると次年度以降も継続して承認しますので、年度ごとに申請書を提出する必要はありません。

※承認後、従業員（納税義務者）の人数が**常時10人以上になった場合は**、市役所のホームページから「**市・県民税及び森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書**」をダウンロードし、提出してください。